

適法引用（著作権法32条1項）の考慮要素

番号	裁判所名	判決日	事件名	結論	従来の二要件（「引用」）		「公正な慣行に合致」かつ「引用の目的との関係で正当な範囲内」				備考		
					明瞭区分性	主従関係性	利用の目的	その方法や態様	利用される著作物の種類や性質	著作権者に及ぼす影響の有無・程度		その他	
1	知財高裁	H30.8.23	沖縄国際大学米軍ヘリ墜落事件（控訴審）	否定	原判決の指摘するとおり、画面比や画質の点において一応区分がされているとみる余地もある。		控訴人が何ら出所を明示することなく被控訴人が著作権を有する本件各映像を本件映画に引用して利用したことについては、その方法や態様において「公正な慣行」に合致しない。					最高裁平成元年6月27日決定にて確定	
2	東京地裁	H30.2.21	沖縄国際大学米軍ヘリ墜落事件	否定	被告制作部分と本件使用部分とは、一応区分されているとみる余地もある。		総再生時間が2時間を超える本件映画において、本件各映像を使用する部分（本件使用部分）が合計34秒にとどまる。					本件映画には、本件使用部分においても、エンドクレジットにおいても、本件各映像の著作権者である原告の名称は表示されていない。本件映画における本件各映像の利用は、「公正な慣行」に合致して行われたものとは認められない。	
3	東京地裁	H28.1.29	風水事件	否定		本件情報1ないし17は、本件各記事に依拠したうえで、同記事の内容を批判するが抑揚することを意図している。	本件情報1ないし17は、引用元の表現を直接改変した上、それをそのまま本件ウェブサイトにて匿名で投稿したものである。					本件情報1ないし17は、引用元等を明示していない。	発信者情報開示請求事件
4	大阪地裁	H27.9.24	ビクトグラム事件	否定		本件冊子における本件ビクトグラムの掲載は、本件ビクトグラムが有する価値を、本来の予定された方法によってそのまま利用するものであるといえることができ、他の表現目的のために本件ビクトグラムを利用しているものではないから、このような利用形態をもって、目的上正当な範囲内で行われた引用であるとはいえない。							
5	東京地裁	H26.5.30	絵画鑑定書II事件	肯定	現行著作権法において、「引用」は、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で引用されることが要件であり、「引用」として適法とされるためには、利用者が自己の著作物中で他人の著作物を利用した場合であることは要件ではないと解すべきである。	鑑定証書の鑑定対象となった原画を、多数の同種画題が存する可能性のある中で特定し、かつ、当該鑑定証書自体が偽造されるのを防止する目的で行っており、その目的達成のためには、鑑定対象である原画のカラーコピーを添付することが最も確実であることなどを考慮すると、著作物の鑑定のために当該著作物の複製を利用することは、著作権法の規定する引用の目的に含まれる。	原画をカラーコピーした部分のみが分離して利用に供されることは考え難く、これら鑑定証書が原画とは別に流通している実態があることについての確かな証拠もないこと。照らせば、鑑定証書の複製に際して、原画を複製したカラーコピーを添付することは、その方法ないし態様としてみても、社会通念上、合理的な範囲にとどまる。				以上の方法ないし態様であれば、原画の著作権を相続した原告の許諾なく原画を複製したカラーコピーが美術書等に添付されて頒布された場合などは異なり、原告らが絵画の複製権を利用して経済的利益を得る機会が失われるなどということも考え難い。	原告のカラーコピーを鑑定証書に添付するにつき、著作権者である遺族の許諾を得て鑑定証書に本件コピーを添付するという公正な慣行が存在すると認められることではない。	
6	東京地裁	H25.12.20	毎日オークションカタログ事件	否定		本件カタログにおいて美術作品を複製する目的は、本件オークションにおける売買であることは明らかである。	本件カタログには、美術作品の写真に合わせて、（中略）作品の情報が記載されるが、実際の本件カタログをみても、写真の大きさが上記情報等の記載の大きさを上回るものが多く、上記の情報等に眼目が置かれているとは解し難い。また、本件カタログの配布とは別に、出品された美術作品を確認できる下見会が行われていることなどに照らすと、上記の情報等と合わせて、美術作品の写真に掲載する必然性は見出せない（注：「その他」欄に続く）。					（注：「その方法や態様」欄の続き）そうすると、本件カタログにおいて美術作品を複製するという利用の方法や態様が、本件オークションにおける売買という目的との関係で、社会通念に照らして合理的な範囲内のものであるとは認められない。また、公正な慣行に合致することを肯定できる事情も認められない。	
7	大阪地裁	H25.7.16	岡山イラスト事件	肯定	別紙ウェブページの記載の態様からすれば、本件パンフレットの表紙の部分は、他のウェブページの記載と明瞭に区別することができる。	別紙ウェブページにおける本件パンフレットの表紙の記載はウェブページ全体の中ではごく一部であり、主従関係にあると認められる。	本件パンフレットの表紙（本件イラストを含む。）は、被告岡山県の事業である「新おかも国際化推進プラン」を紹介する目的で掲載されたものである。	その態様も、被告岡山県の事業を広報するという目的に合うものであり、本件パンフレットの表紙に何らの改変も加えるものでもない。			このような本件掲載行為の目的、態様からすると、著作権者である原告P1の利益を不当に害するようなものでもない。	本件パンフレットの表紙には原告P1の氏名の表示はないものの、原告らは、本件パンフレットの表紙に本件イラストを利用することについて許諾していた。本件パンフレットの表紙は無名の著作物であり、著作権法48条2項により出所の表示の必要がない。	
8	東京地裁	H24.9.28	言葉DVD事件	否定	本件記者会見における（配布資料を含む）説明、批判、反論等と被告が引用される表現であると主張する本件各書言及びその活字起こしファイルとは、同時ではなく1日又は数日の時間的間隔を置いて伝えられたものであり、また伝達媒体としても異なるから、著作権法32条1項の「引用」に当たらないと解する余地もある。		被告が名誉毀損と主張する部分が、本件各書言の一部にすぎないこと（注：14万7000字に対し6623字）や、名誉毀損とは関係のない内容も含まれていることからすれば、本件各書言全体を複製・頒布して利用した本件複製頒布行為について、上記の説明、批判、反論等の目的との関係で、社会通念に照らして正当な範囲の利用であると解することはできない。					本件DVD等は、「訴状の概要」を含む被告の説明、批判、反論がされた本件記者会見の翌日（又は翌週）に、記者会見に参加した報道関係者等に配布されたものである。しかも、被告は、本件記者会見の席上においては、本件DVD等を、後日、記者会見における説明等に必要なものとして配布する旨を述べたことがなかった。このような事情に照らせば、本件複製頒布行為が「公正な慣行」に合致するものと認められることはできない。	

9	東京地裁	H23.2.9	都議会議員写真ビラ事件	否定	本件各ビラ等においては、 <b>本件写真の出所が一切明示されておらず</b> 、これが他人の著作物を利用したものであるかどうか全く区別されていない。	・本件各ビラ等は、本件写真それ自体や、本件写真に写った被写体の姿態、行動を報道したり批評したりするものではない。 ・本件各ビラ等は、本件写真の全体をほぼそのまま引用しているが、身振り手振りも含めた本件写真の全体を引用しなければならない必要性も認められない。	被告は、A議員を特定し、本件各ビラ等を見た者に具体的にA議員をイメージさせる目的で本件写真を引用したと主張する。	<b>特定のためにであれば</b> 、A議員の所属、氏名を明示すれば足りることである、 <b>イメージのためであれば</b> 、A議員の他の写真によって代替することも可能であり、 <b>本件写真でなければならぬ理由はない</b> 。			本件各ビラ等は、被告の政治的言論活動のために作成されたものであることを考慮しても、これに本件写真の複製物である被告各写真を掲載したことが、「公正な慣行」に合致するものということではできず、また、「報道、批評、その他の引用の目的上正当な範囲内」で行われたものということもできない。	知財高裁 平成23年 10月31日 判決にて 控訴棄却	
10	知財高裁	H22.10.13	絵画鑑定書事件	肯定		著作権法32条1項における引用として適法とされるためには、利用者が自己の著作物中で他人の著作物を利用した場合であることは要件でない。	著作物の鑑定のために当該著作物の複製を利用することは、著作権法の規定する引用の目的に含まれる。	本件鑑定書の作製に際して、本件各絵画を複製した本件各コピーを添付した態様としてみても、社会通念上、合理的な範囲内にとどまる。			以上の方法ないし態様であれば、被控訴人等が本件絵画の複製権を利用して経済的利益を得る機会が失われるなどということも考え難い。		
11	東京高裁	H16.11.29	創価学会写真ビラ事件(控訴審)	否定			本件写真ビラは、ビラ自体としては、1審原告らを政治的に批判することを目的としたものである。	本件写真ビラに掲載された本件ビラ写真は、ビラの表面に大きく目を引く態様で印刷されている上、1審原告写真1の被写体の上半身部分のみを抜き出し、1審原告写真1の創作意図とはむしろ反対の印象を与える者に見えることを意図したことをうかがわせる(中略)などの露骨な内容の吹き出しを付したものであるから、このような態様による写真の掲載を、公正な慣行に合致し、かつ、政治的に批判する批評の目的上、正当な範囲内で行われた引用と解することはできない。					
12	東京地裁	H15.2.26	創価学会写真ビラ事件	否定			本件写真ビラは、専ら、〇〇党、原告及びAを批判する内容が記載された宣伝用のビラである。	原告写真1の被写体の上半部分のみを切り抜き、本件写真ビラ全体の約15パーセントを占める大きさで掲載し、これに吹き出しを付け加えていること等の掲載態様に照らすならば、原告の写真の著作物を引用して利用することが、前記批判等の目的との関係で、社会通念に照らして正当な範囲内の利用であると解することはできず、また、このような態様で引用して利用することが公正な慣行に合致すると解することもできない。					
13	東京高裁	H14.4.11	絶対音感事件(控訴審)	否定	本件書籍において、原告翻訳部分は、括弧で区分され、本件書籍の他の部分と明瞭に区別されているから、「引用」の要件を満たしていることは明らかである。			控訴人Aは、音楽とは何か、人間とは何か、という最終的なテーマと密接に関連し、同テーマについての控訴人Aの記述の読得力を増すための資料として、著名な指揮者・作曲家の見解を引用、紹介したものであるということができ、かつ、引用した範囲、分量も、本件書籍全体と比較して殊更に多いとはいえないから、原告翻訳部分の本件書籍への引用は、引用の目的上正当な範囲内で行われたものと評価することができる。				控訴人Aは、本件書籍によって原告翻訳部分を掲載するに当たり、原告翻訳部分を本件翻訳台本から複製したものであることも、翻訳者が被控訴人であることも明示しなかったものであるから、このような採録方法は、公正な慣行に合致するものということではできない。	
14	東京地裁	H13.6.13	絶対音感事件	否定				本件書籍の(中略)という部分には、パンスタインが(中略)を行ったことが記述された後、そこで語られた言葉の一部を紹介するとして、240頁6行目から242頁末行に掛けて、別紙1のとおり、原告翻訳部分が複製されて掲載されている。	原告は、平成8年10月ころ、指揮者Aがバースタイン役となって上演するための日本語台本として、上記英語版演劇台本を翻訳した。原告は、Aが上演に当たり、ピアノを演奏しないなどの事情から、台本の一部に変更を加えた上、日本語翻訳を完成させた。			被告らは、原告翻訳部分の掲載に当たっては、正当な著作者の許諾を受けようとする努力、受けられたものと誤認していたのであるから、その経緯に照らしても、原告翻訳部分を許諾を得ないで自由に利用できる公正な慣行があったものと認定することは到底できない。	